

# カネミ油症患者の 同居家族の 認定申請のご案内

平成24年12月から、油症診断基準が改定され、カネミ油症患者の油症発生当時の同居家族の方が、新たに認定の対象となりました。

## 新たに認定の対象となる方

- 1) から3) をすべて満たす方が対象となります
- 1) 油症発生当時、油症患者（認定患者）と同居していた
  - 2) 油症発生当時、カネミ倉庫社製の米ぬか油を摂取した
  - 3) 現在、心身の症状があり、治療その他の健康管理が継続的に必要

※申請の受付はお住まいの県で行います。  
鹿児島県外にお住まいの方はお住まいの都道府県にご相談ください。

鹿児島県

# 申請される方へ

カネミ油症患者と認定されると、原因企業からの見舞金、療養費（医療費の自己負担分など）や、国からの調査に回答した場合の健康調査支援金の支給が受けられます。

## 申請手続きの流れ

### 1 申請書類の入手

県のホームページからダウンロードもしくは県の窓口でハガキ、FAXによりご請求いただけます。



### 2 申請書や医師の意見書などの必要な書類を県に提出していただきます。

※郵送でも受け付けます。（FAXでは受理できません）



県が結果を通知します。



### 認定された場合

次のような支援の対象となります。

- カネミ倉庫株式会社からの支払
  - ・見舞金
  - ・油症に関連する医療費の自己負担分  
※油症患者受療券が交付されます
  - ・毎年の支援金（平成25年度から）
- 国からの支援
  - ・健康実態調査に回答した方への健康調査支援金の支給
  - ・年に1回、油症治療研究班が実施する健康診査

※詳細は、結果の通知時にあわせてご案内いたします。



### 認定されなかった場合

同居していたことが確認できる資料が見つかった場合などには、再度申請していただくことができます。

※ ご希望があれば、年に1回油症治療研究班が実施する健康診査が受けられます。

また、その結果に基づき、血液中のダイオキシン類の濃度が通常より高いなど、診断基準を満たせば、認定される可能性があります。

# 申請書類について

## 申請書の入手について

次のいずれかの方法により申請書類を入手いただけます。

- ① 県窓口でのお渡し
- ② 県のホームページからダウンロード  
鹿児島県トップページ→健康・福祉→薬事・衛生・動物愛護→食品衛生→  
食品衛生情報→カネミ油症患者の同居家族の認定申請のご案内  
<http://www.pref.kagoshima.jp/kenko-fukushi/yakuji-eisei/syokuhin/joho>
- ③ はがき、FAXでの請求
  - ・郵便番号
  - ・住所
  - ・氏名（フリガナ）
  - ・電話番号
  - ・「カネミ油症患者の認定 申請書類（○部）を送付希望」  
を必ず明記して [鹿児島県くらし保健福祉部生活衛生課](#)あて  
お送りください。

## 申請書類の提出について

次の書類を、鹿児島県くらし保健福祉部生活衛生課あてに提出してください。  
FAXでの提出は受理できません。

- 認定申請書【様式○】
- 医師の意見書【様式○】  
(意見書作成費用は申請者にご負担いただきます。)
- 戸籍謄本、除籍謄本又は改製原戸籍謄本
- 戸籍の附票又は戸籍の附票の廃棄済証明書
- 昭和43年の事件当時、認定患者と同居していたことが確認できる書類  
→別紙の「確認方法(例)」を参考にしてください。

### 【本件に関するお問い合わせ先】

※月～金。休日を除く。8:30～17:15

○鹿児島県くらし保健福祉部 生活衛生課食品衛生係  
電話:099-286-2786 又は  
(代表)099-286-2111 内線2786, 2788 まで